

Title	わが国における外国人犯罪の現状と対策 : 犯罪ネットワークと外国人コミュニティの関係について
Author(s)	佐久間, 修
Citation	阪大法学. 57(6) P.1-P.23
Issue Date	2008-03-31
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55210">https://doi.org/10.18910/55210</a>
DOI	10.18910/55210
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# わが国における外国人犯罪の現状と対策

## —— 犯罪ネットワークと外国人

コミュニティの関係について——

佐久間

修

### 目次

- 一 はじめに——「外国人犯罪」とは何か
  - (1) 本稿でいう外国人犯罪の定義
  - (2) 来日外国人犯罪の分類
  - (3) 早急な対策の必要性
- 二 来日外国人犯罪をめぐる現状
  - (1) 最近の検挙状況について
  - (2) 来日外国人犯罪の特徴
  - (3) 不法滞在・不法就労と各地域の実状
- 三 来日外国人犯罪と刑事政策

- (1) 犯罪現象の推移と刑事規制の限界
- (2) 来日外国人と犯罪者予備軍
- (3) 犯罪ネットワークの分断

一 はじめに——「外国人犯罪」とは何か

(1) 本稿でいう外国人犯罪の定義

現在、わが国で「外国人犯罪」と呼ばれるカテゴリーは、さまざまな事案を含んでいる。<sup>(1)</sup>最も広い意味では、不法入国者や不法滞在者のほか、外国人労働者または外国人留学生などの一時的に滞在する来日外国人だけでなく、日本に定住する外国人が引き起こす犯罪現象の全般を指すものである。しかし、すでに日本国籍を取得した場合はもちろん、戦前からわが国に居住する在日外国人については、統計上、他の日本人と区別して検討する必要性に乏しい。なぜならば、これらの人々の犯罪検挙件数は、日本国籍のある帰化外国人および外国人登録者のいずれにあっても、日本人一般が犯罪をする割合と比べて、ほとんど差異がないとされるからである。そもそも、彼らが日本国籍を取得している場合には、統計上も区別するのは困難であり、その意味で、犯罪学上の特徴を見出すことはできない。せいぜい、警察当局の取調べを受けた時点で、たまたま犯人の出身国が判明する程度であろう。むしろ、定住外国人による犯罪は、彼らを取り巻く内国環境の問題として処理すべき事柄であり、今回の研究対象から除外しておくことにしたい。これに対して、近年、国民の体感治安を著しく低下させる一方、警察の取締上も喫緊の課題となっているのは、不法入国者や不法滞在者を中心とした「来日外国人」による犯罪である。<sup>(2)</sup>したがって、本稿では、その分析と抑止の対象を、前述した意味で来日外国人の犯罪に限定したことをお断りしておく。

(2) 来日外国人犯罪の分類

さて、外国人犯罪者の中でも、最近は、始めから犯罪目的で来日する場合が少なくない。これらの職業的犯罪者に対しては、入国審査を厳しくするなど、水際対策を強化するのが最善の方法であろう<sup>(3)</sup>。そのためには、諸国間で犯罪者情報を交換するなど、国境を越えた捜査協力や国際司法共助が、実効性のある出入国管理の前提条件となってくる<sup>(4)</sup>。これに対して、たとえ不法入国や不法滞在にあたる場合にも、当初は犯罪目的をもっておらず、単に就労や就学の目的で入国した後、何らかの事情で犯罪者へ転落する場合については、むしろ、日本国内で必要な犯罪対策を講じなければならない。また、外国人労働者として定住権を与えられた人々が、入国後にトラブルを起<sup>(5)</sup>す場合には、なぜ彼らが当該犯罪行動に至ったのかを、刑事政策的な見地から解明する必要がある。すなわち、前述した意味の来日外国人が、日本国内で犯罪者に転化する要因に着目することで、将来の犯罪抑止につなげるべきである。その際、各種の統計資料から窺われる範囲にとどまるとはいえ、来日外国人犯罪の特徴を抽出して、彼らの出身国や出身地のほか、犯行に至る経緯などの諸要因を分析することが出発点となるであろう。

なお、不法入国・不法滞在に伴う入管法（出入国管理及び難民認定法）違反や外国人登録法違反などの検挙件数については、本研究における主要な分析対象から除外しておく。なぜならば、これらの特別法犯の数値は、入管当局または警察の取締方針や実施体制によつて大きく左右されることが少なくない。また、およそ日本国籍をもつ人々には適用されないという意味で、来日外国人だけに生じる犯罪現象であつて、日本人と比較対照する方法で、その特徴を見出すことはできないからである。しかも、不法入国・不法滞在者の存在それ自体が、ただちに地域社会の治安を悪化させるわけではなからう<sup>(6)</sup>。むしろ、近年における国民の体感治安の低下、ひいては、人々に社会不安を引き起こした要因としては、住居侵入窃盗・強盗のほか、スリ・ひったくりなどの路上犯罪、車上狙いや自動車盗

などのように、来日外国人による財産犯や凶悪犯が増加したことが挙げられる。また、人身の危険に直結する悪質な財産侵害が頻発することは、地域住民の不安感を一層強める原因となりうる。<sup>(7)</sup>しかも、農村部の過疎化と大都市への人口流入に伴い、周辺の衛星都市でも高齢者だけの家庭が増える一方、都市居住者の匿名化が加速するという生活環境の変化の中では、なおさら深刻な問題となってくる。

### (3) 早急な対策の必要性

さて、来日外国人による諸犯罪を研究対象とする場合にも、外国人労働者や外国人留学生（研修生を含む）の置かれた厳しい環境を無視して、警察による取締りの徹底を求めるだけでは足りない。そもそも、わが国では、在日・定住外国人に対する歴史的経緯や複雑な国民感情もあって、およそ外国人犯罪を論じること自体がタブー視された時期もあった。今日でもなお、来日外国人犯罪をめぐる諸施策を捉えて、人種的偏見を助長する恐れに言及する論者がいないわけではない。しかし、近い将来、外国人労働者を積極的に受け入れた結果、国民生活に多大の悪影響が生じた時点で、急遽、治安回復の方法を模索するのでは、欧米諸国の経験から何も学ばなかったと非難されるであろう。なるほど、来日外国人犯罪の防止に向けた施策は、極めて広範で多様なものとなりうる。したがって、本研究の中で、それらのすべてを論じることは不可能である。また、いわゆる文化葛藤の理論や外国人労働者待望論のように、個人の主観的内面や規範意識の差異に問題を解消したり、少子高齢化社会の労働力確保という視点だけに矮小化されてはならない。国民（定住外国人を含む）の安全な生活を確保することは、すべての国家にとって最も重要な任務であり、治安維持のために必要な施策を実施することは、国際的な組織犯罪やテロの標的となる先進諸国にとって、共通かつ喫緊の課題である。その際、短絡的な外国人排斥主義に陥らないためにも、客観的なデ

一夕の分析と冷静な議論が必要であり、特に来日外国人による犯罪・非行を助長する国内的要因を解き明かす必要がある<sup>(8)</sup>。

- (1) 小川新一「来日外国人犯罪の実態と法的問題点」現代刑事法三卷九号(平一三)一三三頁注(1)によれば、来日外国人とは、外国人のうち、永住者、特別永住者、在日米軍関係者および在留資格不明者以外のものをいうとされる。この定義は、後掲の警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査官編「来日外国人犯罪の検挙状況」でも用いられている。
- (2) 近年の犯罪統計によれば、来日外国人犯罪の多くが不法滞在者によるものであり、不法滞在・残留が犯罪の温床になっているとされる(小川・前掲現代刑事法三卷九号一六頁)。この意味では、外国人犯罪の特性と近年の動向を探る上で、不法入国や不法滞在に伴う入管法違反の現状も無視することはできない。もっとも、来日外国人を短期滞在型に限定する必然性はなく、後述する「遅れてきた帰国者」や外国人労働者または外国人留学生のように、比較的長期滞在する者であっても、ここでいう来日外国人に含みうるであろう。
- (3) この点をめぐる諸問題については、四方光「来日外国人犯罪対策の現状と今後の課題——警察における『組織学習』の一事例」警察行政の新たな展開上巻(平一三)六五六頁以下、小木曾綾「国際捜査共助・刑事司法共助」現代刑事法三卷九号四三頁以下など参照。
- (4) 最近の対策として、平成一九年一月から、入管法の改正により入国手続の電子化が実現し(LVISと呼ばれる新入国管理システム)、水際で犯罪者を選別する機能が飛躍的に高まったとされる。さらに、不法入国を防止するため、国際刑事警察機構(ICPO)のもつ紛失・盗難旅券のデータと照合する新システムの導入も決定されている。
- (5) わが国では、近年、終戦時の中国残留者と並んで、日系ブラジル人に広く永住資格が認められた結果、ここ一〇年の間に、国内にいる日系ブラジル人の総数が、一八万人から二九万人と一・五倍強になっており(平成七年から平成一六年までの外国人登録者数による)、それが特定の地域に集中する傾向にある。こうした現象に伴い、彼らによる刑法犯検挙件数も大幅に増加したが(一、五〇三件から七、〇〇一件になった)、日本人による犯罪では、平成一七年の刑法犯検挙件数が一五〇万件(人口比で一・五パーセント)であるのに対して、日系ブラジル人による刑法犯検挙件数は、年間七、〇〇〇件余り(人口比で二・四パーセント)とされる。しかし、日本人の年齢構成と比較して若年層のブラジ

ル人が多いこと、また、戸外で活動する時間が長いなどの事情を考慮すれば、むしろ、彼らの犯罪率は低いと考えられる。その意味では、日系ブラジル人の犯罪を一括して論じることは疑問であり、第二世代を中心とした特定の年齢層や発生地域ごとに特性の有無を検討することにした。

(6) なお、不法就労も刑事法上の問題となりうるが(入管法七三条の二の不法就労助長罪など)、単純労働者として外国人を雇用する強い国内需要がある反面、純然たる経済活動としてみるかぎり、不法就労それ自体は、不法入国や不法滞在と比較したとき、犯罪的活動と結びつく要因は乏しいであろう。また、最近の判例として、外国人の不法就労をあつせんするとともに、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った事案に対して、入管法違反および職業安定法違反を認めたものがある(東京高判平成一六・一〇・一判時一八八七号一六一頁)。

(7) なるほど、現在の国際社会にあっては、来日外国人犯罪の中でも、特にテロ対策が重視されてきた。しかし、EUやアメリカ合衆国などと異なり、わが国では、本文中に掲げた侵入盗や路上強窃盗のほか、同国人同士の喧嘩や賭博・売春・薬物犯罪などの、日常的な犯罪の増加が話題になることが多い。これらの伝統的犯罪の増減は、国民の強い関心事であつて、まさしく身近な治安を回復することが、国民の体感治安を取り戻すことになる。

(8) なお、外国人犯罪の分類として、日本国籍を取得したものの、異なる文化圏で成長した帰住者や、日本語以外の言語を母国語とする人々を、どの範疇に含めるべきであろうか。わが国で「移民のバックグラウンドを持つ者」とは、例えば、中国残留者ないし海外移民(の子孫)として日本に帰住した人々であり、いわゆる文化葛藤の面から注目されてきた。これらの帰住者は、ドイツでいう「遅れてきた帰国者」にあたるが、現実には外国人労働者として稼働することが多く、その家族には、帰国後の日常会話も含めて、さまざまな文化葛藤が生じる点でも、本稿でいう来日外国人の中に含めて考えることにしたい。

## 二 来日外国人犯罪をめぐる現状

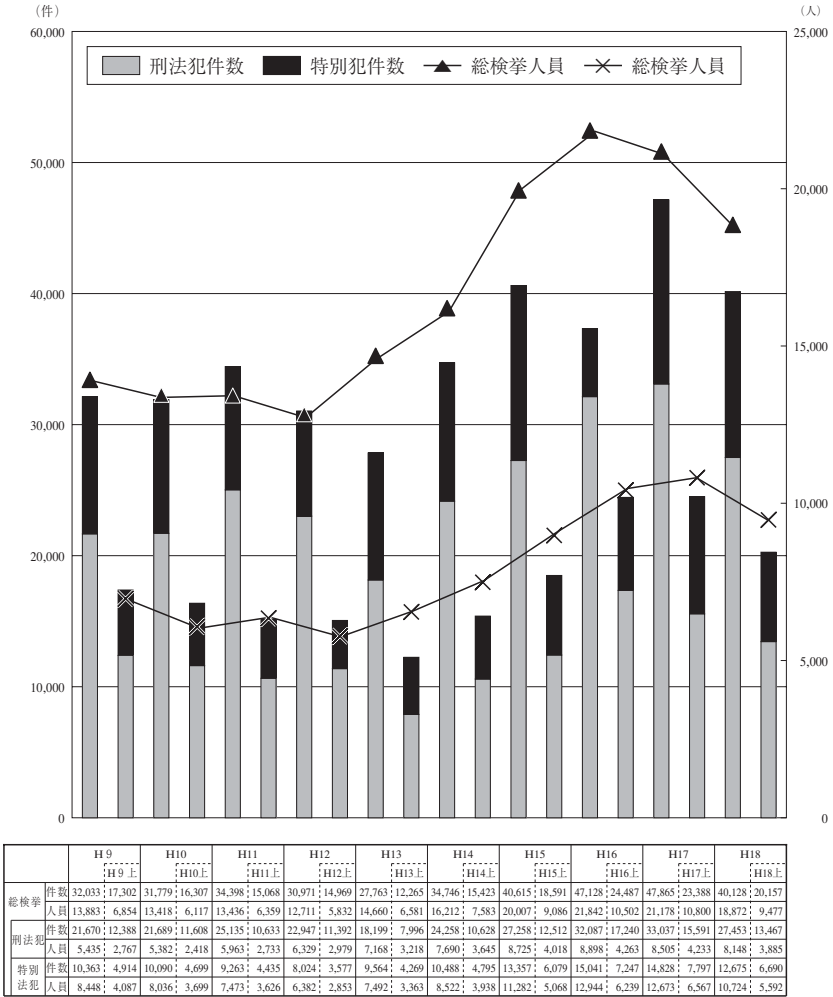
(1) 最近の検挙状況について

まず、来日外国人犯罪の実像を説明することが、本研究の出発点となるであろう。その際、日本国内の犯罪現象を正確に捉えた上で、各地域間の差異にも着目しつつ、刑事政策および社会政策として成功した例も参照しなければならぬ。この作業に際しては、地元警察や自治体の協力を得ることが前提条件となる。<sup>(9)</sup> また、すでに外国人犯罪の防止に取り組んできたヨーロッパ諸国の知見や経験も踏まえるべきである。<sup>(10)</sup> なるほど、かつては、周囲を海に囲まれた地理的条件から、日本が移民国家となくい事情があつたとされる。しかし、現在では、交通手段の発達でヒトとモノの移動が容易になり、近隣のアジア諸国から多数の外国人が入国する現在、来日外国人をめぐる日本の特異性は弱まったからである。他方、文化葛藤の見地からは、宗教的対立が民族間の衝突の背景となった欧米諸国と異なり、ほとんど宗教的な摩擦が生じない東アジア諸国から来日する外国人が、なぜ日本国内で犯罪行動に走るかという疑問が生じる。その意味では、来日外国人の送出し国である近隣の諸国が置かれた状況と日本国の過去の対応を精査するとともに、法政策的な見地からみて、これらの知見をどこまで来日外国人の受入れ体制に反映させるべきかも、慎重に探つてゆくことになる。

さて、来日外国人犯罪の検挙状況については、警察庁刑事局組織犯罪対策部が編集した統計データをみておく。<sup>(11)</sup> 例えば、平成一七年の犯罪検挙件数および犯罪検挙人員（刑法犯及び特別法犯）は、それぞれ、四七、八六五件および二一、一七八人であり、検挙件数は過去最高であつたとされる。その後、これらの数値は、前年比で次第に減少したが、依然として高い水準を保っている（「図表1」<sup>(12)</sup>を参照されたい）。また、いずれの年度にあつても、凶悪



〔図表1〕 来日外国人 犯罪検挙の推移



出典：来日外国人犯罪の検挙状況（平成19年上半期）より抜粋した（以下、同様）

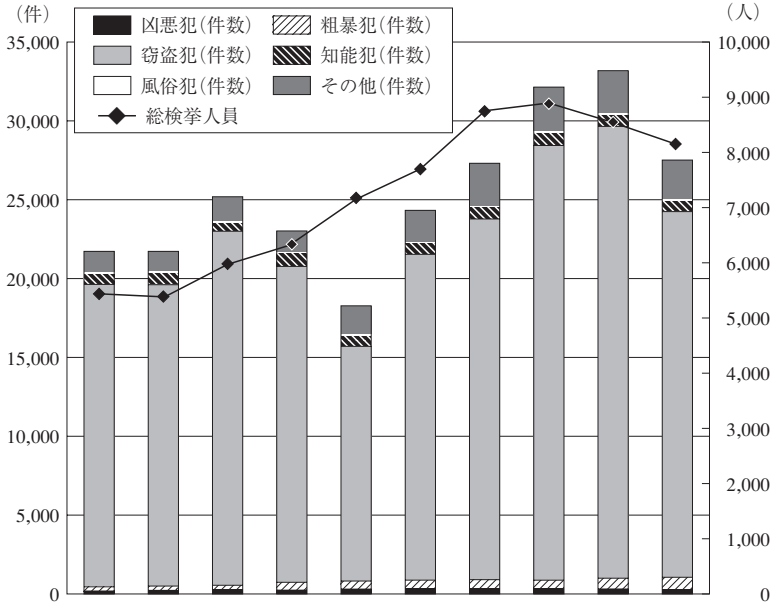
犯罪の多くが強盗事例であること、そのほかにも、重要窃盗犯と呼ばれる種類の犯行が多い。なるほど、侵入窃盗の占める比率は徐々に減少したが、スリや自動車窃盗、車上狙い、自販機荒らしと、犯行の行為態様が変化しただけであり、いずれも金目当ての犯行であるという点では共通している。そもそも、多くの来日外国人が金儲けのために入国することを考えるならば、当然予想される結果である（「図表2」を参照されたい）。

## （2）来日外国人犯罪の特徴

つぎに、来日外国人犯罪の特徴として注目すべきことは、組織化（共犯化）が著しいという点である。すなわち、来日外国人犯罪の共犯率が、常時、六〇パーセントから七〇パーセントになることは、日本人による犯罪の八〇パーセントが単独犯であるのと比較して、来日外国人犯罪にみられる際立った特徴であるといえよう（「図表3」を参照されたい）。しかも、来日外国人による侵入窃盗に限っていえば、九〇パーセント近くが共犯事例とされている。これらの共犯率は、その後も、若干の増減を繰り返しつつ、むしろ、より組織化された犯行が七〇パーセント以上を占めるようになった。他方、日本人による犯行で組織的犯罪の占める比率は、全体の一七パーセントにすぎない（「図表4」を参照されたい）。その意味で、来日外国人犯罪の大部分は、実質的には組織的犯罪であるといっても過言ではない。なお、犯罪の種類としては、日本人の犯罪と比較したとき、侵入強盗の比率が高いことに加え、最近では、自販機荒らしや車上狙いが激増しており、自動車窃盗が前年比で二五パーセントも増加するなど、依然として、金目当ての犯行が大多数である。

また、当初、首都圏で猛威を振るった来日外国人犯罪は、その後、東京都内の取締り強化を逃れて、東京二三区から関東全体、さらには、中部圏から関西圏に拡散したとされる。こうした地方への拡散傾向は、その後も一層顕

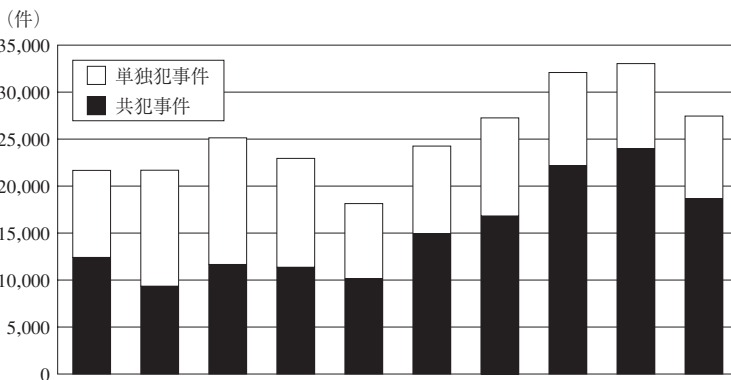
〔図表2〕 来日外国人 包括罪種別 刑法犯検挙の推移



		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
総 数	件数	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
	人員	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148
凶悪犯	件数	187	228	267	242	308	323	336	345	315	270
	人員	213	251	347	318	403	353	477	421	396	297
粗暴犯	件数	265	272	282	494	508	550	568	526	679	785
	人員	313	305	338	568	578	628	633	591	774	894
窃盗犯	件数	19,128	19,078	22,404	19,952	14,823	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137
	人員	3,155	3,098	3,404	3,803	4,135	4,395	4,555	4,717	4,344	4,205
知能犯	件数	680	740	523	819	643	678	728	797	721	690
	人員	305	319	264	277	267	339	497	564	525	538
風俗犯	件数	93	107	79	85	95	87	90	85	99	103
	人員	173	169	150	122	133	76	93	139	133	96
その他	件数	1,317	1,264	1,580	1,355	1,822	2,016	2,706	2,813	2,698	2,468
	人員	1,276	1,240	1,460	1,241	1,652	1,899	2,470	2,466	2,333	2,118

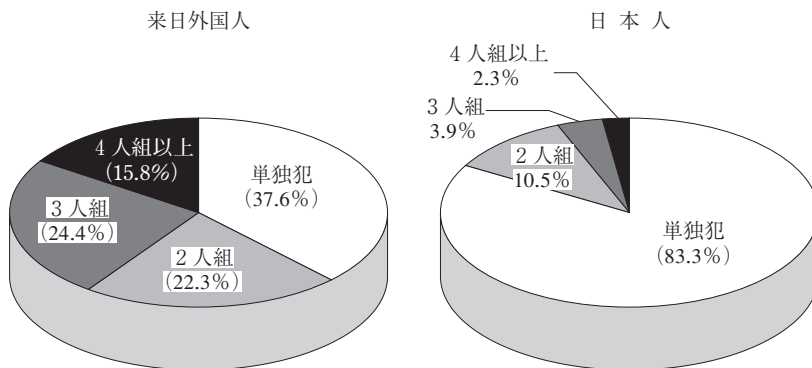
わが国における外国人犯罪の現状と対策

〔図表3〕 来日外国人刑法犯検挙に占める「共犯事件」の推移



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
刑法犯検挙件数	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
単独犯事件	9,262	12,340	13,476	11,584	8,022	9,339	10,438	9,936	9,048	8,816
共犯事件	12,408	9,349	11,659	11,363	10,177	14,919	16,820	22,151	23,989	18,637
構成比	57.3%	43.1%	46.4%	49.5%	55.9%	61.5%	61.7%	69.0%	72.6%	67.9%

〔図表4〕 共犯形態別検挙状況



著になっている。他方、来日外国人犯罪の中で不法滞在者が占める割合は、ほぼ五〇パーセントから六〇パーセントであり、刑法犯一般における不法滞在者の割合が、一五パーセントであるのと比較したとき、相対的に高い水準になっている。そのほか、来日外国人犯罪における出身地域別の分布をみれば、半数以上が中国人であり、それに次ぐものがブラジル人である。最近では、韓国人やベトナム人による犯行も少なくない。なお、中国人による犯行としては、カード偽造や侵入盗、強盗などが多いのに対して、ブラジル人による犯行では、自動車盗が多数を占めているとされる。

かようにして、来日外国人犯罪では、共犯率の高さから組織的犯罪者のかかわりを指摘することができる<sup>(13)</sup>。なるほど、統計上、外国人による犯罪現象を、日本人によるものと区別して取り挙げること自体を批判する見解もみられる。しかし、わが国の置かれた状況を正確に把握するためには、むしろ、来日外国人犯罪の特徴を明らかにして、定住外国人とは異なる点を明らかにする必要がある。そうした努力が、一般国民の誤解に根ざした外国人排斥主義を防ぐことにもなる。なお、以上の統計データは、いずれも全刑法犯に占める来日外国人の諸犯罪を抽出したものであり、入管法違反などの特別法犯のデータを除外していることは、前述したとおりである<sup>(14)</sup>。なるほど、特別法犯の中でも、薬物犯罪やわいせつ犯罪、売春防止法違反などについては、金儲けを目的とする来日外国人犯罪が多数を占めると指摘されている。しかし、本研究の趣旨からして、一般国民にとって直接的な脅威となる犯罪現象として、主要刑法犯の動向に限って観察するにとどめた<sup>(15)</sup>。そのほか、滞在期間の長短による統計もみられるが、長期滞在者では犯罪者に転落する可能性が相対的に高くなる一方、たとえ短期滞在者でも犯罪目的で入国する場合があります。そのため、これらのデータをもって、ただちに来日外国人犯罪の特徴とみることはできない。

(3) 不法滞在・不法就労と各地域の実状

さて、わが国では、実際は就業のためであっても、法政策上、就業目的の入国を許さない現行入管法があるため、特異な外国人研修制度を悪用したり、就学・留学ビザで入国する者が多いといわれている。その際、①外国人に対する国内の牽引力として、単純労働に従事する外国人労働者を求める産業界の事情がある。また、②国際的な通貨制度のひずみから、日本国内では低賃金であっても、本国に帰国した際には円高により相当な利益を得るという要因も認められる。<sup>16)</sup>ところが、③日本の法制度は、外国人による単純労働を否定するという斥力があるため、<sup>17)</sup>これらが相俟って、来日外国人犯罪を高止まり状態にする原因になったといわれる。すなわち、実質的には就労を希望して来日した外国人が、正規の労働者として働き場所を見つけることができず、不法就労に伴う経済的搾取や人身売買・監禁などの人権侵害を受ける社会環境が生じる。しかも、大儲けの目論見が外れた不法残留者が、社会福祉サービスや医療保険の適用さえ受けられず、バブル経済の崩壊もあって経済的に困窮した挙げ句、犯罪行動を選択する場合が少なくない。そうであるとすれば、来日外国人犯罪に対しては、通常の犯罪者に適用される刑法理論を、そのままあてはめることはできないであろう。以下、今回の実態調査で、各地域のデータから窺われる実状を分析しておこう。

○東京都では、近年、取締当局による単一型の犯罪抑止策ではなく、来日外国人犯罪の多数を占める就学生らの犯行を抑止するため、留学生の受入れ先である外国人学校や各種学校を、行政規制の形で監督するなどの複合型の施策に転換した。すなわち、犯罪の発生原因となりうる各種の社会的条件を是正することで、犯罪検挙件数の減少に成功したとされる。<sup>18)</sup>また、来日外国人犯罪の多発地区として注目された新宿歌舞伎町については、破れ窓(割れ窓)理論にもみられるように、周辺環境の改善に努めることで効果を上げた。すなわち、さまざまな違法事業者に

「集」場所を提供してきたビル・オーナーの協力を得ることで、実効性のある取締りが可能になったとされる。また、東京二三区内で地域住民を中心とした防犯活動が活発になったこと、しかも、他の地区と競争（協力）することで、安全な街づくりを積極的に推進するようになった点も、今日の治安回復に大きく貢献したといわれる。そのほか、来日外国人犯罪については、入管法六五条の規定（刑事訴訟法の特例）を活用することにより、不法滞在者の処理が迅速になった点も注目される。これは、東京都が入管当局や警察などの諸機関に働きかけることで実現したものであり、かつては、来日外国人を入管法違反で検挙した場合、数日間は警察の留置場に拘束された後、せいでい国外退去になる形式の手續が繰り返されてきた。その結果として、来日外国人犯罪の増加を招いたという反省にもとづく説明された。<sup>(19)</sup>

○愛知県では、平成一四年頃から外国人犯罪の検挙件数が増加した。その原因は、東京の新宿歌舞伎町などで警察の取締りが厳しくなったことに伴い、各地域に犯罪者が拡散したことによるものと推測される。また、中部地区にあっても、愛知県内から周辺の地域に犯罪が拡散する傾向がある。なお、東海三県には、日系ブラジル人の五〇パーセントが集中しており、愛知県だけでも、日本全体の二〇六、八三三人中で四七、五六一人が外国人登録をしている。<sup>(20)</sup> その多くが、外国人労働者として自動車関連産業に就業しているとされる。そうした状況で、最近、都市周辺部では自動車窃盗が多発している。その背景には、実際の検挙事例からも窺われるように、外国人労働者の第二世代にあたる青少年がこの種の犯罪行動を選択した点が指摘されている。さらに、外国人子弟の非行パターンは、バブル経済が崩壊した後で、勤め先からリストラされた第一世代の経済的困窮度が高まった結果、手取り早く金を手に入れる方法として、こうした犯行に至ったものと説明される。しかし、彼らの犯罪・非行の遠因としては、バブル経済の崩壊以前から、両親が生活のため長時間労働に従事することで、子供の世話を怠った点も指摘されて

おり、すでに潜在的に進行していた要因が、経済的困窮により顕在化したという側面もある<sup>(21)</sup>。これに対して、日系ブラジル人が集団で居住する愛知県保見団地における取組みが、一定の成果を上げたように、地域社会に同化させる活動や、違法駐車の一掃などの周辺環境の整備が有効であるとされた。なお、近年では、自販機荒らしも多発する傾向にあり、これらの犯罪は、やはり愛知県に多いトルコ人の一部による犯行といわれている<sup>(22)</sup>。

○大阪府にあつては、最近の統計によれば、ピッキング盗やサムターン回しが増えたとされる。例えば、平成一七年度においては、昨年度の同期と比べて、認知件数および検挙件数ともに増加した。しかし、平成一五年度の統計と比較するならば、平成一六年度に一旦減少したものが、また増加に転じたにすぎない。また、大阪府下における来日外国人犯罪の特徴としては、中国人による犯罪よりも韓国人による武装スリ団の活動が目立つとされる。しかし、こうした分析も、最近のヒットアンドアウェイ型の荒っぽい手口から来日外国人のよるものと推認されたにすぎず、実数については明らかでない。なぜならば、来日外国人による犯罪は、実際に検挙されて初めて国籍などの事情が明らかになるため、それ以外には、来日外国人犯罪の実数を正確に把握することが難しいからである。そもそも、各犯行の外見的特徴から、ただちに外国人犯罪であることがわかる事例は決して多くはない。ちなみに、特別法犯については、入管法違反が多数を占めており、外国人が「い集」するキタまたはミナミ地区では、集中的な取締りを実施してきたとされる。これらの地区は、外国人窃盗団などが犯罪者集団または同予備軍と接触する場所として、押込み強盗などを含む各種の凶悪犯罪の起点となりうるからである。したがって、今後は、そうした違法なネットワークを分断することが、来日外国人犯罪の抑止につながるといえよう。そもそも、財産犯にあつては、盗んだ品物を売り捌いたり、不法に得た収益を送金するためのネットワークが必要不可欠である。そこで、これらの諸条件を取り除くことによって、外国人窃盗団の暗躍を押さえ込むことが期待できる。また、当初は留学生や就



学生として入国した外国人が、次第に犯罪者グループと交わることで犯行に加担するきっかけを減らす意味でも、外国人が「い集」する場所を少なくして、健全な日本人と接触する機会を増やすことが、犯罪抑止のみならず、国際交流にも役立つといえよう。<sup>(23)</sup>

(9) 今回の研究にあつては、警察庁、警視庁および警察政策研究センターなどのご協力を得て、東京、名古屋、大阪で外国人犯罪に関する様々な資料やデータの提供を受けた。当時の担当者やご紹介の労をとって頂いた方々に対し、心より感謝申し上げる次第である。

(10) 最近の文献としては、ドイツについて、ユルゲン・シュトック「ドイツにおける外国人犯罪の現状とその対策」警察学論集五八巻一一号(平一七)八九頁以下など参照。

(11) 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官編『来日外国人犯罪の検挙状況』の平成一六年～平成一九年上半期のデータを参照した。ちなみに、同資料における「来日外国人」とは、前注(1)でも紹介したように、「我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう」とされる。

(12) ただし、前田雅英「刑事警察の二一世紀の展望」警察行政の新たな展開下巻(平成一三年)一七九頁以下によれば、平成の時代に入ってから、定住外国人の犯罪が減少する一方、来日外国人の犯罪が急増したといわれる。ここでは、近年の検挙率低下を踏まえた補正值が示されているが、検挙率が一律に低下したかは不明であり、特に来日外国人犯罪では特別法犯の占める比率が高いため、こうした事実だけで、来日外国人による犯罪件数が増加したと断定することは難しいであろう。

(13) なお、来日外国人犯罪における共犯率の高さを指摘するものとして、四方光・社会安全政策のシステム論的展開(平一九)二五五頁などがある。

(14) なお、国民の世論調査でも、治安悪化の要因として外国人犯罪の増加を挙げることが多数であり、そこで念頭に置かれているものは、上述した強盗・窃盗罪などの財産犯罪である(例えば、前掲『来日外国人犯罪の検挙状況(平成一六年)』六一頁参照)。また、内閣広報室による『治安に関する世論調査(平成一六年七月)』でも、治安悪化の原因として、五四・四パーセントの国民が、不法滞在者の増加を挙げていた。

- (15) しかも、上述したように、入管法上の罰則は、もっぱら来日外国人にのみ適用されるため、日本人の犯罪動向と比較対照するのは困難だからである。
- (16) 実際にも、来日外国人が日本国内で犯罪をおこなう要因として、近隣の諸外国とわが国の経済格差を上げる論者は少なくない(例えば、四方・前掲書二五八頁)。
- (17) 張荊『来日外国人犯罪——文化衝突からみた来日中国人犯罪』(平一五) 五〇頁。
- (18) それまでは、新宿歌舞伎町で得た情報が侵入盗などに利用されるほか、在留期間を徒過したため在留資格を喪失した者でさえ、外国人登録がなされるなどの不備があったとされる。
- (19) これに対して、一部のマスコミにより「歌舞伎町の灯が消えた」という表現で、取締りの強化を批判する向きもあるが、一般の住民が安心して散策できない危険な場所というイメージを払拭した地域住民の貴重な努力を揶揄するものである。また、「歌舞伎町ルネサンス」の活動により、貸しビルのテナントが少なくなつたとはいえ、違法な事業者に代わる新たなテナントを探して定着させるなどの協力体制も、徐々に整えられつつある。
- (20) 平成一三年の統計による。また、実地調査時の担当官の説明では、管轄地域のブラジル系住民が六、〇〇〇人から三〇、〇〇〇人に増加したとされる。なお、警察庁の統計によれば、第二位は、静岡県登録者数三五、九五九人であり、第三位の長野県では、一九、九四五人の登録者数となっている。
- (21) それ以外にも様々な理由があるとはいえ、日系ブラジル人子弟の半数以上が学校に行かないという就学率の低さも、犯罪抑止の見地からは無視できない要因であろう。もともと、日系ブラジル人の中にも、富裕層と貧困層があり、特に貧困層の子弟が公立学校の教育から脱落することで、犯罪者予備軍になつてゆく構造がみられる。
- (22) なお、来日外国人犯罪が東京二三区から他地域に拡散したことで、単発的な特集記事やニュースはみられるものの、これをめぐるマスコミの論調が停滞することになった。産業界は、外国人労働者の導入に積極的であるが、愛知県警の管内でも、多くの外国人労働者を抱える自動車関連産業において、治安の問題に対する関心は低い。犯罪抑止に向けた社会貢献に対しても、消極的な姿勢が目立ち、日系ブラジル人の子弟による犯罪・非行の防止に向けた基金の設立も進んでいない。企業の担当者によれば、すでに治安確保のため多額の税金を払っており、政府や自治体で対応するべき問題とされる。なるほど、愛知県では、定住外国人と地域住民の同化策として、保見団地という成功例もあるが、すでに

数年前のことである。当時は、ブラジル人第一世代を中心とした防犯対策の枠組みが構築されたものの、その後の状況は不明であつて、別の集住地区では同様な犯罪現象が生じている。したがって、今後は、第二世代以降の人々に対する新たな取組みが求められる。

(23) そのほか、大阪府警内部の組織改革では、総合対策本部や国際捜査室に加えて、国際組織犯罪情報官が設置されており、実際の取締りとして、総合対策本部によるミナミ歓楽街対策が進められた点を特記するべきである。なお、四方・前掲警察行政の新たな展開上巻六六二頁参照。

### 三 来日外国人犯罪と刑事政策

#### (1) 犯罪現象の推移と刑事規制の限界

前述した東京・愛知・大阪の調査結果を踏まえて、入管法違反などを除く一般刑法犯の予防策について考えてみよう。まず、来日外国人犯罪をめぐる近年の動向であるが、平成七年から平成一七年の一〇年間に於いて、取締りの強化により検挙件数は減少したものの、全体としては増加傾向が続いている。また、来日外国人犯罪の中で、中国人の占める割合が激増した背景には、国際的な社会・経済環境の大きな変化がみられる。また、わが国では、高齢化社会の到来と地域の過疎化が進行する一方、自動車などを利用した犯罪の広域化が進んでいる。その意味でも、押込み強盗や武装スリ団などのように、犯罪目的で来日する短期滞在型外国人の取扱いは、日本の暴力団と連携する組織的犯罪者の摘発と相俟って、国民全体の体感治安を左右する重大な問題となった。<sup>(24)</sup>

こうした治安状況の中で、犯罪リピーターである来日外国人の存在は、日本の刑事司法が適切に機能していない表れともいえよう。なるほど、広義における再犯の防止は、日本人の犯罪でも数々の難問に直面するため、来日外国人犯罪だけに固有の問題があるわけではない。しかし、その多くが金儲けのために来日する外国人は、他の合法

的手段で十分な利益が得られないとき、違法な手段に訴える可能性が高い。とりわけ不法入国や不法就労の状態、母国にも借金を抱えており、困窮した家族に送金する必要がある場合、各種の犯罪集団に誘引される危険性は大きいといえよう。したがって、それ以前の段階で犯罪行動から遠ざける社会環境を整えることが、犯罪の発生後に彼らを摘発する方策よりも有効であることはいうまでもない。<sup>(25)</sup>

(2) 来日外国人と犯罪者予備軍

つぎに、こうした現状分析から、以下のような対策が考えられる。すなわち、来日外国人犯罪の中でも、当初から犯罪目的で来日する職業的犯罪者の場合と、外国人労働者や留学生などのように、他の目的で入国した場合に分けて考える必要がある。その際、単にヒットアンドアウェイ型の来日外国人犯罪を防止するのであれば、冒頭に述べたとおり、水際対策を整備するほか、国際的な捜査協力を進めて犯罪者情報を交換することが前提条件になってくる。これに対して、たとえ短期滞在者であっても、他の目的で入国した人々が犯罪者に転化するパターンでは、受入れ側の生活環境にも配慮した対策を講じなければならない。例えば、世間を騒がせた福岡一家殺人事件に先行する山形県母娘殺傷事件では、地元暴力団の黒幕が関与したとされる。<sup>(26)</sup> すなわち、自動車盗や自販機荒らしと異なり、空き巣狙いや押込み強盗では、被害者の資産状態や地元の地理に不案内の来日外国人が、ただちにこれらの犯行を繰り返し成功させるのは難しいであろう。むしろ、目標となる被害者や逃走経路に関する情報を入手したり、盗難物品を換金するためには、周辺の事情に通じた日本人協力者の存在が必要不可欠である。最近では、「引出し屋」や「出し子」などと呼ばれる日本人の関与が指摘されている。

さらに、犯罪者予備軍として、犯行道具や隠れ場所を提供する外国人コミュニティが存在することにも注意しな

ければならない。しかも、そうしたコミュニティの中から、一部の外国人が凶悪犯罪の実行担当者として、正規の犯罪者集団に組み入れられるのを考えるならば、犯罪目的で来日する外国人が、それ以外の外国人を巻き込んで犯行に及ぶのを阻止することが重要となってくる。その際、組織的犯罪者が同国人と接触して犯行に誘引するのを防ぐ一方、すでに日本国内で形成された犯罪者ネットワークを解体するという両面作戦が必要となる。これは、国際的組織犯罪に向けられた対策とも重なってくるであろう。例えば、ヒットアンドアウェイ型の犯罪でさえも、地理不案内の外国人が、入国後ただちに犯行を始めるのは各種のリスクがあるため、通常は、土地勘のある協力者に加えて、盗品の売買ルートや国外への送金手段など、犯罪に必要な情報を収集した上で実行に及ぶことになる。過去の事例では、こうした職業的犯罪者を不法滞在者が補助する場合のほか、多額の借金を抱えて失業した外国人が、現場の実行担当者として凶行に借り出されるケースも少なくない。まさしく、これらの複合的要因や人的ネットワークの連鎖を断ち切ることなしには、実効性のある取締りは難しいであろう。

### (3) 犯罪者ネットワークの分断

さて、来日外国人犯罪の中でも、中国人による犯罪にあつては、同郷者間のつながりが重視されてきた。なぜならば、日本国内で前述した犯罪組織が結成されるとき、同郷者や親戚などの地縁・血縁にもとづくことが多く、特に不法就労者や留学生が異国で孤立している場合には、これらの犯罪者集団からの勧誘に応じやすいと考えられるからである。<sup>27)</sup> もちろん、職場の同僚や留学生同士の間が犯行の起点となる場合もあろうが、最近では、中国の犯罪組織と地元の暴力団が連携・協力する事例が増えている。例えば、日本の暴力団構成員が中国人の窃盗グループと共に謀して、押込み強盗などの犯行を繰り返すことが多いとされる。具体的には、犯行全体を指揮する首謀者

と実行担当者は、来日中国人であるのに対して、運び屋や情報屋については、地元暴力団が人材を供給する仕組みになっている。かようにして、来日外国人犯罪と暴力団のつながりが、不法滞在者の増加や他の重大犯罪を誘発することになる。また、歓楽街における来日外国人の犯罪組織が、警察当局の取締り強化により地方都市に逃れたことで、各地域の暴力団と接触する機会が増えたともいえよう。

こうした組織的犯罪に対しては、従来、警察当局による各種の取組みがなされてきた。しかし、組織的犯罪処罰法の三条から七条に規定された加重処罰規定が、来日外国人犯罪に適用された例は、ほとんど見当たらない。その背景として、複数人が関与した犯行にあっても、実行犯以外の組織的関与があつたことを立証するのは極めて困難であるという事情が存在する。<sup>(28)</sup>すなわち、これらの犯罪組織の本拠地が日本国外にあるため、その実態を解明するのが難しい点に加えて、実行担当者は母国にいる家族に危害が及ぶのを恐れて、絶対に事件関係者のことを口外しないからである。しかも、これらの犯罪者集団が、日本国内で孤立している外国人労働者や留学生を利用する例が少なくないとするれば、今後は、犯罪目的以外の来日外国人を日本社会に同化させる試みが必要不可欠となるであろう。<sup>(29)</sup>例えば、外国人留学生の通う学校を犯罪・非行の土壌としないためにも、東京都のように、教育現場で日本社会に融和させる試みが有効である。また、外国人労働者の第二世代にあたる若年層については、学校の受入れ態勢を整えることが前提であり、彼らが犯罪予備軍になるのを防ぐ意味で、外国人コミュニティを日本社会から閉ざされた集団にしない工夫が必要となるであろう。

他方、組織的犯罪者ないし職業的犯罪者に対しては、警察や司法による厳正な対処が有効な防止策であることはいうまでもない。また、その前提条件として、これらの犯罪者を水際で阻止するとともに、日本国内では、ヒットアンドアウェイ型の組織的犯罪者を確実に摘発することが求められる（「摘発に優る予防なし」）。これに対して、

近未来における来日外国人犯罪の抑止にあつては、組織的犯罪者以外の外国人に対する「共生のための犯罪学」が必要である。最近になって導入されつつあるコミュニティ・ポリシングも、単なる住民相互の監視体制に終わってはならない<sup>(30)</sup>。また、ヨーロッパ諸国では、外国人労働者や定住外国人の第二世代による犯罪増加が社会問題となつており、わが国の日系ブラジル人子弟による犯罪と同じく、移民を受け入れた先進諸国にとって共通の課題であるといえよう。かような意味で、組織的犯罪の取締りとその予備軍となりうる若年層の同化（ないし再統合）という要素は、来日外国人犯罪の対策をめぐる経験や知識が、今後、日本人の少年犯罪・非行や暴力団対策にも妥当する部分があることを窺わせる。すなわち、来日外国人犯罪に対する取組みの多くは、国際的な問題であると同時に、国内における刑事政策にもつながるであろう<sup>(31)</sup>。

〔追記〕 なお、本研究は、平成一七年度および一八年度にわたり、「外国人犯罪の研究」を統一テーマとして、セコム科学技術振興財団より研究助成を受けたことを記して、感謝の意を表したい。

(24) なお、来日外国人による犯罪で特に多いものを列挙するならば、不法入国などの入管法違反のほか、カード犯罪を含む偽造罪、乗り物盗を含む強窃盗、薬物売買や銃器の取引のように、いずれも金銭獲得の手段とされている。これに對して、殺人罪や傷害罪などの粗暴犯については、日本人による犯罪と比較して顕著な特徴は見出せない。

(25) もちろん、韓国人の武装スリ団が日本で同種の犯行を繰り返す理由として、日本国民の危機意識の乏しさがある。例えば、高齢者が多額の現金を持ち歩く習慣が、外国人犯罪者を呼び寄せる要因になったとされる。また、クレジットカードに対する利用者のさまざまな管理の実態も、カード犯罪を増加させる契機となってきた。したがって、今後は、こうした生活習慣を改めることも検討されるべきである。

(26) なお、こうした個別的事件を取り挙げた文献は、多数刊行されており、その多くは社会学者による数量的分析やマ



スコミ関係者のルポルタージュであるが、外国人犯罪に対する国民の高い関心を窺わせるものである。例えば、莫邦富『蛇頭(スネークヘッド)』(平一一)、瀬戸弘幸『外国人犯罪——外国人犯罪の全貌に迫る』(平一二)、富坂聡『潜入——在日中国人の犯罪シンジケート』(平一五)、田村建雄『ドキュメント外国人犯罪——金のためなら命はいらない』(平一六)、森田靖郎『中国人犯罪グループ——下見・実行・換金』(平一六)、岩男壽美子『外国人犯罪者——彼らは何を考えているのか』(平一九) などがある。

(27) 張荊・前掲書一三〇頁以下を参照されたい。

(28) 小川新二・前掲現代刑事法三巻九号一九頁。

(29) 外国人犯罪における日本人の共犯者とこれらの犯罪グループを分断する方策として、犯罪目的で入国する不良外国人の選別に加えて、不法滞在の末に犯罪を選択した来日外国人とそれ以外の来日外国人を、厳格に区別することが出発点となる。冒頭に述べたように、不法滞在や不法就労は本稿の検討対象から除外したが、右の見地からは、不法滞在者を減らす一方、外国人労働者を正規の労働力として受け入れることで、彼らが犯罪集団に取り込まれるのを防ぐ必要があろう。

(30) なお、ドイツ連邦共和国における多文化共生の取り組みとして、三つの柱があるとされる。すなわち、①地域住民の理解を得ること、②言葉の壁を低くすること、③行政などの公的機関による情報提供の機会を整備することである。こうした事情は、今回の共同研究の一環として、二〇〇七年三月一日に慶應義塾大学で開催されたシンポジウムで、ヴァイブケ・シュテツフェン博士の「ドイツにおける外国人犯罪の現状と対策」と題する報告の中でも言及されたところである。

(31) そのほか、今後は、被害者としての外国人についても、犯罪学の見地から検討する必要があるであろう。すなわち、来日外国人犯罪の中には、しばしば、同国人同士で殺人や誘拐などが繰り返されるため、こうした現象を捉えて、民族間犯罪 (inter-racial crime) と民族内犯罪 (intra-racial crime) との概念を用いて説明する学説もみられる。